## 平成28年度 第5回大島町農業委員会総会議事録

平成28年度定例大島町農業委員会が、平成28年8月24日(水)午前10時より大島町3階 第3会議室にて開催された。

# 1、農業委員会委員は、次の通り

1、土屋茂

2、小坂一雄

3、新保鐵雄 4、五十嵐初代 5、中村富長

6、澤田波夫

7、伊藤潔

8、春木望

9、向山吉昭 10、土井勝

11、笠間隆夫

12、山本政一

### 2、欠席委員

8、春木望 10、土井勝

### 3、出席職員は次の通り

野村昌宏 観光産業課長

山田貴訓 農業係長

幡野喬 主任

雨宮祐一郎 主任

#### 4、付議された案件

日程第1: 農地の権利移動について

日程第2: 農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について

日程第3: 大島町農業委員会自主研修(案)について

日程第4: その他

### 5、本日の書記は次の通り

主任 幡野喬

#### 土屋議長

それでは、平成28年度第5回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は1 2名中9名、後で7番委員は遅れるそうです。10番委員からは連絡がありません。8 番委員は今日は欠席ですので、現在総会は成立しております。それでは、本日の日程に つきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご 異議ございませんか。

### (〜異議なしの声 多数〜)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は11 番委員と12番委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の幡野氏を 指名いたします。それでは日程第1、「農地の権利移動について」です。

土屋議長 議案第9号及び議案第10号を一括上程いたします。議案が2件ございますので、事務 局よりの説明及び審議については、1件ずつ行います。事務局から議案第9号の朗読及

び内容の説明をお願いします。

それでは説明いたします。議案第9号についてです。申請人及び譲受人は□▲番の▲、 事務局(幡野)

○○、▲歳。譲渡人は□▲番地□▲-▲号棟▲号、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲、 而積は▲㎡です。申請事由ですが、申請人である○○は、譲渡人である○○から売買に より申請地を取得し、現在遊休化しつつある農地を整備し利用したいというものです。 作付予定作物としては、マサキ、イヌマキ、椿、桜とのことです。申請人の営農状況と いたしましては、合計▲筆、▲㎡にて営農しておりますので、資格要件である耕作にお ける下限面積等の条件を備えている者と判断されます。労力状況につきましては、常時 従事者3名、全員が農作業経験30年以上です。臨時雇用者は0名です。既存の農業機 械等ですが、トラクター6台、刈払機12台を所有しております。次のページをご覧い ただきますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□から□方向へ▲mほ ど進んだ進行方向右手に位置します。次のページをご覧いただきますと申請地の公図と なります。以上です。

十屋議長 ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説 明をお願いいたします。

新保委員 はい。3番。

土屋議長 3番委員。

新保委員 21日に私と山本委員、春木委員の3名で行って参りました。ここは北側が住宅地にな っています。東側も民宿が建っています。西側は畑、南側も畑です。今までずっと作付 されてきた様です。すぐに畑として使えるという状態にあります。住宅地から入って行

くのですが、住宅地の一角を畑としています。以上です。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明、地区担 土屋議長 当委員からの説明について発言のある方は挙手ねがいます。

小坂委員 2番。

2番委員。 土屋議長

小坂委員 作付予定作物がマサキ、イヌマキ、椿、桜ってなっていますが、出荷するのに植木で出 すのか、それとも枝もので出すのか。その点は聞いていますか。

新保委員 植木です。前回の○○さんの土地を取得した農地も植木用のイヌマキや椿を作付してい ますので、そういう形をとるのかと思います。

事務局でも確認をいたしまして、植木という事でお話を伺っております。 事務局(幡野)

小坂委員 それともう一つ。○○さんというのは、□の○○さんですか。

事務局(雨宮) そうです。

土屋議長 その他ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは採決いたします。議 **案第9号について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。** 

(~全員 挙手~)

全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり許可といたします。

十屋議長 続きまして、事務局から議案第10号の朗読及び内容の説明をお願いします。 事務局(幡野) それでは説明いたします。農地の権利移動の許可について、議案第10号をご説明いた します。申請人及び譲受人は□▲番、○○、▲歳。譲渡人は□▲番地、○○、▲歳。申 請地は、▲筆ございまして、□▲番▲、面積は▲㎡。□▲番▲、面積は▲㎡。合計▲㎡ でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○から以前より 申請地の栽培管理補助をしていたが、譲渡人である○○氏の夫が亡くなったことにより 営農計画の変更(縮小)を迫られていることから無償にて申請地を譲り受け、花卉類、 果樹の栽培を行っていくというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名、 農作業歴15年です。労力状況につきましては、労働力として男1名。既存の農業機械 等ですが、チェーンソー1台、草刈機1台を所有しております。次のページをご覧いた だきますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□側へ向かう道 路を▲mほど進み、右手に入る道を曲がり、▲mほど進んだ進行方向右側に位置します。 次のページをご覧いただきますと申請地の公図となります。こちらなのですが、登記簿 と登記簿謄本▲番▲、▲番▲、登記簿謄本ですと面積の方は議案にあるとおり相違はな いのですが、地図証明の方から見ると▲の方が小さく見えてしまうということで地権者 の方にお話しして地図訂正をして貰うよう事務局の方からお話をしたいと思います。説 明は以上です。

土屋議長 ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

春木委員 はい。3番。

十屋議長 3番委員。

春木委員 先ほど述べた3名で行って参りました。ハウスにはアマリリスの鉢植栽培をやっています。果樹はキウイフルーツと柑橘類が植栽されていますので、申請内容に問題はありません。先ほど述べた地図上の問題があるだけで、そこを訂正して頂ければと思います。以上です。

土屋議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当 委員からの説明について発言のある方は挙手ねがいます。

小坂委員 はい。2番。

十屋議長 2番委員。

小坂委員 この○○さんというのは□で作っている○○さんの何かになるの。

五十嵐委員 弟じゃない。

小坂委員 弟。一緒に今やっている訳ではないの。あの人は子ども。

五十嵐委員 手伝っているのは子ども。

小坂委員 ○○さんっていうのは今まで農作業歴15年ってなっているけど、何処でやっていたの。

五十嵐委員 口を手伝ったたり。

事務局(幡野) お手伝いです。

小坂委員 じゃあ、自分の名義の農地っていうのは今まで無かったの。これで見ると。

事務局(幡野) そうです。

小坂委員 今回やっと▲㎡だから。今までだったら持てなかったな。分かりました。

土屋議長 その他ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第10 号について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(~全員 挙手~)

全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり許可といたします。

土屋議長 続きまして日程第2「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について」議 案第11号を上程いたします。事務局から議案第11号の朗読及び内容の説明をお願い します。

(~伊藤委員 入室~)

事務局(幡野) それでは説明いたします。農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見についてです。申請人及び譲受人は□▲丁目▲番▲号、○○、▲歳。譲渡人は□▲番▲、○○、▲歳。申請地は□▲番▲、面積は▲㎡です。申請事由ですが、譲受人である○○は、大島への移住(永住)を計画しています。現在、埼玉に持ち家があり妻と2人で暮らしているが、退職後に子へ住宅を譲渡し、大島に移住したいというものです。当申請地を知人である○○より売買により取得し、自己住宅を建設するというものです。申請地に接している道路は□□▲号線となりまして、道路幅員4.8 mとなることを申し添えます。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域内の農地以外の農地であり、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから第2種農地と判断されます。次のページをご覧いただきますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□▲号線□から▲mほど□方向へ進み、左手に入る道を曲がり、そこから▲mほど進んだ進行方向左手に位置します。次のページをご覧いただきますと申請地の公図。次のページをご覧いただきますと、転用計画図に係る建物配置図となります。以上です。

土屋議長 ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

新保委員 はい。3番。

土屋議長 はい。3番委員。

新保委員 先ほども述べましたが3名で行って参りました。現地は測量した後が見受けられます。 すぐに家の建築が出来るかというと、そこに埋まっている大木、桜、ための木等が3、 4本ありまして、それを倒さないと建築も叶わない状況です。場所としては住宅が出来 ていますので、問題はないかと思います。以上です。

土屋議長 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手ねがいます。

小坂委員 はい。2番。

土屋議長 2番委員。

小坂委員 関連しているのですが、宅地に転用する場合の最高限度面積はあるのですか。

事務局(雨宮) 非農家で自己住宅建設の場合は500㎡が上限、農家住宅につきましては1,000㎡ という東京都の内規がございます。

小坂委員 1,000㎡は農家。一般は500㎡。これは東京都の条例。

事務局(雨宮) 東京都の内規です。

小坂委員 内規。ありがとうございます。

土屋議長

その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1 1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (~全員 挙手~)

全員賛成ですので、議案第11号は、原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたし

十屋議長

続きまして、日程第3「大島町農業委員会自主研修(案)について」事務局より説明を お願いします。

事務局(雨宮) それでは、大島町農業委員会自主研修一覧という、当日配付資料をご覧頂きたいと思い ます。前回の農業委員会総会で事務局から何点かご提案させて頂きます。今回ちょっと 多いのですが5件ございます。では順を追って説明を致します。まず1番目でございま す。こちらは東京都内の視察でございまして、東京都農林総合研究センターという東京 都の研究機関がございます。そちらで品種登録などをしておりますトルコキキョウとキ ウイフルーツの視察。また都内の新規就農者がおりまして、その就農者の圃場の視察。 更に新規就農者のグループ「東京ネオファーマーズ」という団体がございますので、彼 らとの意見交換を行う事で、今後の大島で既に栽培されている作物と、今後の担い手の 育成を検討する目的のための視察としてご提案させて頂きます。こちらにつきましては、 予算内での対応と致しますと7名の参加までは自己負担なしの想定です。では次のペー ジをご覧頂けますでしょうか。2番目でございます。宮城県石巻市、ガーベラとラズベ リー、地方の卸売市場です。中央ではなく地方の卸売市場の視察をご提案いたします。 こちらは、東北の中ではガーベラ生産量1位の生産地です。 宮城県石巻市は米産地とい うこともあり、花卉栽培は全体から見ると少ないのですが、現在、花卉栽培における先 進的な農業団地を作り、そこで栽培を強化しているという情報が入りましたので、今回 このような形でご提案をしております。 こちらの視察につきましては、 4 名の参加まで は自己負担なしの想定です。5名以上から自己負担が発生します。続きまして次のペー ジをご覧頂けますでしょうか。3番目です。こちらは東京都内でございますが三宅島と 八丈島の2島の視察です。ドラゴンフルーツ、各葉物、果樹関係。そのような作目につ いて、他の島がどのようにしているかというのを見る機会がないので、今回このような 形でご提案をしております。三宅島につきましてはアシタバキキキョウランなどの栽培 が盛んで、更に観光資源として、ドラゴンフルーツの栽培。花を見せて実を売る。この 2つの切り口で観光事業と連携した展開をしております。八丈島につきましては葉物の 生産日本一の農家が数件ございますので、そういう所でどの様に栽培をしているのかと いうのを視察したいと思います。また、八丈島フルーツレモンという大きいレモンがあ ります。こちらは近年注目を浴びておりますので、その様な圃場などを視察出来ればと 考えております。次のページをご覧頂けますでしょうか。4番目です。東京中央卸売市 場。5市場ございますが、日程に合わせて3市場ないし4市場の視察をしたいと思って おります。こちらにつきましては、大島から島外に出荷をしている市場で、中央市売市 場内の花卉部門がある所が、この5市場です。ここで島内の農産物がどの様な形で処理 をされているのかという事を視察して地元農業者に実際市場としてはこういう需要が あって、こういう形で出荷すると金額に反映するなど、そういう情報の収集が出来るの

ではないかという事でご提案をしております。それでは次のページをご覧頂けますでしょうか。5番目です。静岡県御山町でございます。高糖度トマト生産「サンファーム富士小山」他視察です。こちらは農林水産省が手掛けております次世代施設園芸導入加速化支援事業という、都道府県単位で事業協定を設けまして、これからの園芸施設農業というのはこうあるべきだというモデル事業を展開しております。その中で大島と同じ様な土質であるスコリア土壌で営農している静岡県の小山町ですが、規模としては大島と同等くらいにはなります。そこで近代化施設において糖度の高いトマトを周年で栽培しております。やはり富士山の麓であることから、越冬対策で、地元で廃材となる木材をペレット化しまして、それを燃料としてボイラーを動かし加温するという、循環型の農業ということで展開をしております。今後の大島の農業を検討するため、類似したような場所ですので、勉強にはなるのかなと思い、ご提案をしております。以上でございます。

土屋議長 ありがとうございました。それではここで休憩をとり、検討をしたいと思います。 (~休憩~)

土屋議長 それでは再開します。それでは1番の東京都の農林総合研究センターが良いと思う人は 挙手をお願いします。1名。そして5番の静岡県の高糖度トマト生産「サンファーム富士小山」が良いと思う人は挙手でお願いします。8名で静岡県の高糖度トマト生産「サンファーム富士小山」の視察でよろしくお願いします。

土屋議長 続きまして、日程第4「その他」について、事務局よりお願いいたします。

事務局(山田) 私から失礼します。資料を配付しておりますが、先進地共同視察実施に係るということで、東京都島しょ振興公社から3年に一度、農業関係の先進視察という企画がありまして、本年はこの資料にあるとおり宮崎県中心に企画が来ております。見て頂いていると思いますので3日間でしょうか。日程が10月の4日から6日なのですけれども、いらっしゃれば。農業委員さんの他にも、ぶらっとの運営部会、園芸組合、生産者組合と声掛けしておりますが、今のところちょっと日程が合わないという部分で参加希望がない状況です。ここの先進視察の全体で28名上限なのですが、大島町の枠は3名位かなというところなので、皆さんの希望があっても、希望者全員が行けるわけではないのですが2、3名いらっしゃればというところです。旅費については負担金1人当たり3万円となっておりますが、それについては事務局の方で対応しますので皆さんの負担はこれでいうと、お昼代とか会費の部分をご負担いただければと思います。行きの交通費、帰りの交通費、前泊の宿代などは公社から出ますので負担がないと思います。よろしければ。

小坂委員 交通はやっぱり飛行機じゃなくて船でしょう。

事務局(山田) 行きは飛行機です。羽田集合で。

小坂委員 行きは飛行機。

事務局(山田) 飛行機で行って飛行機で帰ってくる。宮崎県内の動きはバスだったり電車だったり、恐らくバスだと思うのですが。

小坂委員 小笠原諸島じゃないの。

事務局(山田) 共同視察という事で各島の関係者、役場の職員と一緒にいますね。その中で話も色々聞けると思います。内容は見て頂くとおり6次産業化や、ぶらっとハウスの様な、道の駅などの販売施設の視察がありますので。今の時点でこの日程で大丈夫そうな方がいれば教えて頂きたいのですが。でなければ、26日が締切りですので、26日の午前中までに私まで、ご連絡頂ければと思いますので、お持ち帰りいただいて、検討して頂ければと思います。大島町から誰も行かないという訳にはいかないので、引き続き私も農業者さんを探そうと思いますけど、農業委員さんにも参加して頂けると助かります。よろしくお願いいたします。

土屋議長ただいま事務局の方から先進視察のお話がありましたが、皆さんどうですか。二泊三日。

事務局(山田) そうですね。

土屋議長 二泊三日。

事務局(幡野) 10月3日に出発して都内泊。

土屋議長 もしここで決められなかったら26日の午前中までに事務局までお願いします。

事務局(山田) よろしいでしょうか。以上です。

土屋議長 その他、何かございますか。農業委員会の自主研修に行くために10月24日の総会の 開催時間等も変更となる可能性があります。参加の可否は9月9日までに事務局までお 願いします。なるべく皆さん参加して下さい。

小坂委員 これいつ行くの。

土屋議長 24日の総会後です。よろしいですね。

中村委員 10月24日ね。

小坂委員 それをはっきりして。

向山委員参加する人だけ連絡があるの。

**土屋議長** 出来れば皆さんが行ければいいのですがね。

事務局(課長) 自己負担がありますけどね。

事務局(幡野) 場所も決まったので、もう一度旅費等の計算をして、何名で自己負担があるのか計算を しておきますので。

中村委員 自己負担は良いじゃないですか。5,000円ずつ貯金しているのだから。

事務局(幡野) はい。積立の方もあると思います。

土屋議長 9日までにお願いします。

中村委員 9日までな。

土屋議長 他にはないですか。

向山委員 その他。

土屋議長 はい、その他で。9番委員。

向山委員新聞で出た、新聞じゃない広報か。広報で出たのだけど。これは申込者来た。

事務局(幡野) はい。農地中間管理事業について、何件か問い合わせ等はありまして10件まではいかないですけれども、そういう方は何名か問い合わせとか、この土地を貸したいという希望の方は来ております。

向山委員 貸したいっていう方ね。

事務局(幡野) そうですね。受ける方はまだそういったお話はないですね。

向山委員 成立すれば委員会で診断するのですか。成立すれば。

事務局(雨宮) 成立をした時は農業経営基盤促進法に基づく、土地の貸し借りの計画というのを町が作

成し、農業委員会の総会で承認を得てという形になります。

向山委員 出ないということは、なってないっていう事だな。

小坂委員 何それ。俺は見てないけど。

向山委員前にもここで話した、内容はちょっと違っているけど。

小坂委員前の中間管理機構の。

事務局(幡野) そうです。広報の折り込みで。

小坂委員 あそう。広報でな。中間管理機構は我々農家が土地を、農家じゃなくても土地所有者が 貸したいと言った場合に中間管理機構が全部借り受けると言っているのですか。

事務局(山田) それはない。

小坂委員 一応農家と中間管理機構と土地の所有者と契約するのですか。それで中間管理機構から

今度は新たに借りたいという人に貸せるのでしょうか。そのまた契約で。そうすると中間管理機構は貸したいと申し込みがあった場合は全部どんな土地でも借りてくれるの

ですか。

事務局(課長) 違います。条件があります。

小坂委員 特に借り手が見つからないとか使いたい人が見つからないと駄目なのだ。

小坂委員 条件があるとは書いてあるのだけど。

事務局(課長) 基本的に考えれば畑の貸し借りを仲介しますよっていうだけですよ。簡単に説明すると。

だから貸し手がいて借り手がいないっていうと成立しない。

小坂委員 これは何処でやっているの。中間管理機構は。大島町役場でやっているの。

事務局(幡野) 違います。中間管理機構です。

小坂委員中間管理機構が何か話が違うな。以前説明しに来た時と。

向山委員 委員会で一回出しているな。

小坂委員やつぱりそうじゃないか。東京都農林水産省財団に借り受けて、それから受けてまた貸

して。直接じゃない。

向山委員その下の記載に「条件があります」って。難しいな、これは。

小坂委員 賃借料払うのか。借り受けできる農地には条件があるから。前にここに説明に来た時そ

んなこと言っていたよな。木山は全然駄目だって。それじゃ、もう全然話にならないよ

な。全部木山だよ。

向山委員 分かりました。

土屋議長 他に何かございますか。特にないようですので、これをもちまして第5回大島町農業委

員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

大島町農業委員会